

答 申

第 1 審査会の結論

- 1 名古屋市長（以下「実施機関」という。）が、本件異議申立ての対象となる行政文書を非公開とした決定について、平成17年度に名古屋市で発生した児童虐待による死亡事案（以下「本件事案」という。）に関する児童記録（以下「本件児童記録」という。）及び受理会議資料（以下「本件受理会議資料」という。）を非公開とした決定は妥当である。
- 2 異議申立人の公開請求に対して、名古屋市児童虐待事例検討会（以下「本件検討会」という。）の報告書（以下「本件報告書」という。）及び本件検討会の資料（以下「本件資料」という。）を異議申立人の公開請求に係る行政文書として追加特定し、このうち本件資料は非公開とすべきであるが、本件報告書については公開の決定をすべきである。

第 2 異議申立てに至る経過

- 1 平成19年11月16日、異議申立人は、名古屋市情報公開条例（平成12年名古屋市条例第65号。以下「条例」という。）に基づき、実施機関に対し、平成17年度の児童相談所が保有する本件事案に関する文書一式（以下「本件公開請求①」という。）及び平成17年度に児童虐待に関して発表した記者発表資料（以下「本件公開請求②」という。）の公開請求を行った。
- 2 同月30日、実施機関は、本件公開請求①に対して、本件児童記録及び本件受理会議資料を特定し、次の理由により非公開決定（以下「本件処分」という。）を行い、その旨を異議申立人に通知した。
 - (1) 条例第 7条第 1項第 1号に該当
本件児童記録及び本件受理会議資料については、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるため。
 - (2) 条例第 7条第 1項第 5号に該当
本件児童記録及び本件受理会議資料を公にすることにより、児童相談所における事務又は事業の適正な執行に支障を及ぼすおそれがあるため。
- 3 同日、実施機関は、本件公開請求②に対して、記者発表資料を特定し、公開決定を行い、その旨を異議申立人に通知した。

- 4 同年12月 3日、異議申立人は、本件処分を不服として、実施機関に対して異議申立てを行った。

第 3 異議申立人の主張

1 異議申立ての趣旨

本件処分を取り消す、との決定を求めるものである。

2 異議申立ての理由

異議申立人が異議申立書で主張している異議申立ての理由は、おおむね次のとおりである。

条例第 7条第 1項第 1号及び第 5号に該当しない。本件事案については、新聞記事等で公表されている。本件事案に係る再発防止策に関する会議の資料が特定されていない。

第 4 実施機関の弁明

実施機関の弁明は、おおむね次のとおりである。

- 1 本件事案に関する行政文書については、特定の個人を識別することができるもののうち通常他人に知られたくないと認められるもので、条例第 7条第 1項第 1号に該当する非公開情報である。

- 2 異議申立人が主張する「死亡事案については新聞記事等で公表されている。」ことについては、本市も死亡という重大な結果となった事案であるため必要な情報について記者発表をしているところであり、それ以外の公開されていない情報については、引き続き条例第 7条第 1項第 1号に該当する非公開情報に該当する。

- 3 非公開情報である個人情報等を公にすれば、非公開を前提としている児童に関する相談、虐待通報等、児童相談所の事務事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるため、条例第 7条第 1項第 5号に該当する非公開情報に該当する。

- 4 「再発防止策に関する会議が特定されていない。」という異議申立ての理由については、本件検討会が該当するが、本件検討会は本件事案を契機に、名古屋市児童相談所における相談援助のあり方について、その課題を明らかにし、具体的な対策を検討することにより、児童虐待防止施策の一層の充実

を図ることを目的としたものであり、本件公開請求①の対象となる行政文書には該当しないと判断したものである。

第 5 審査会の判断

1 争点

以下の 2点が争点となっている。

- (1) 本件公開請求①の対象となる行政文書として、本件児童記録及び本件受理会議資料以外に対象となる行政文書が存在するか否か（以下「争点①」という。）。
- (2) 本件児童記録、本件受理会議資料及び本件異議申立ての対象となる行政文書として特定した文書が条例第 7条第 1項第 1号又は第 5号に該当するか否か（以下「争点②」という。）。

2 条例の趣旨等

条例は、第 1条で規定しているように地方自治の本旨にのっとり、市民の知る権利を尊重し、行政文書の公開を求める権利を明らかにし、名古屋市の保有する情報の一層の公開を図り、もって市政に関し市民に説明する責務が全うされるようにし、市民の市政への参加を進め、民主的で公正かつ透明性の高い市政の推進に資することを目的として、制定されたものである。

当審査会は、この条例の原則公開の理念に立って、条例を解釈し、本件事案を判断する。

3 本件検討会について

本件検討会は、本件事案について、事例検証を通して児童相談所等における相談援助のあり方の課題を明らかにし、具体的な対策を検討することにより、児童虐待防止施策の一層の充実を図ることを目的として、保健所の関わり、児童養護施設における家族との関わり等の資料を基にして、有識者を交えて開催しているものである。

また、本件検討会は、本件事案に関する報告書（以下「本件報告書」という。）を作成するため、3回の検討会を開催し、その議事内容についてはすべて非公開で行っていると認められる。

4 争点①について

- (1) 本件公開請求①は、本件事案に関する文書一式である。
- (2) 当審査会の調査によると、本件事案に関する文書について、次の事実が

認められる。

ア 本件児童記録について

本件児童記録は、本件事案において死亡した児童（以下「本件児童」という。）に関する児童記録であり、経過一覧の記事欄に、児童相談所や学校等の他機関での本件児童に対する支援の内容に関する記述、本件児童の行動に対する考察、評価等及び他機関との協働支援の内容に関する記述が記載されており、相談支援の経過、今後の対応等が含まれている。

イ 本件受理会議資料について

受理会議は、一般市民、他機関、家庭裁判所等からの相談、送致、通告等により、児童相談所において受け付けた事案について受理するか否かを検討する会議であり、当該会議において使用する資料が、受理会議資料である。

本件受理会議資料には、本件児童の氏名、生年月日、家族構成、相談者及び相談内容が記載されており、会議終了後、今後の方針が記録されている。

ウ 本件資料について

本件検討会は、平成17年12月26日、平成18年 1月30日、同年 2月28日の 3回開催されており、本件資料については、取扱いに十分注意することを参加者に対して求めている。また、本件資料については、検討会終了後には回収されており、本件検討会の参加者以外の者には一切配布されていないものである。

エ 本件報告書について

本件報告書は、有識者によって本件事案について検証した結果として、平成18年 3月に外部に公表されている。本件報告書は、事例の概要のほか、検討会委員の氏名及び職業、検討経過、事例の問題の記載及び別紙から構成されている。

オ 実施機関は、本件公開請求①に対して、本件児童記録及び本件受理会議資料を特定し、非公開決定を行ったものである。

(3) 異議申立人は再発防止策に関する会議の資料が特定されていないと主張するので、これについて検討する。

実施機関が特定した本件児童記録及び本件受理会議資料だけでなく、本件事案を受けて今後の対策を検討するために行った本件資料及び本件報告書についても、本件事案に関する文書であることは明らかである。

したがって、本件児童記録及び本件受理会議資料を公開したことのみにもって、請求の趣旨を満たしているということとはできない。

(4) 以上のことから、本件公開請求①の対象文書としては、本件児童記録及び本件受理会議資料に加えて、本件資料及び本件報告書を特定することが妥当である。

5 争点②について

(1) 条例第 7条第 1項第 1号該当性

当審査会は、まず、本件児童記録、本件受理会議資料、本件資料及び本件報告書が条例第 7条第 1項第 1号に該当するか否かを判断する。

ア 本号は、基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシー権を保護するため、特定の個人が識別され得る情報で通常他人に知られたくないと認められるものについて非公開とすることを定めるとともに、特定の個人を識別することができないが、なお個人の権利利益を害するおそれがある情報についても、同様に非公開とすることを定めたものである。

イ 本件児童記録について

(ア) 本件児童記録は、上記 4(2) アのとおり本件児童の行動、児童の氏名、生年月日等が記載されており、これらの情報は、特定個人を識別することができるもののうち、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(イ) また、本件児童記録には、相談内容、相談支援の経過等に関する記述が経時的、具体的に記載されている。これらの情報は、当該児童の生育歴等の機微にわたる私的な情報であり、特定個人を識別することができないとしても、児童記録を公開することにより、当該児童の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(ウ) したがって、本件児童記録は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

ウ 本件受理会議資料について

(7) 本件受理会議資料には、児童の氏名、生年月日、家族構成、取扱過程、受付面接、面接結果及び指導事項、受付面接所見等が記載されており、特定個人を識別できることは明らかである。

(イ) 本件受理会議資料に記載された情報を公開すると、本件児童及びその家族らの生活状況、面接状況、決定された援助の内容等が明らかとなり、一般人の感受性を基準として判断すれば、通常他人に知られたくないものであると認められる。

(ウ) また、本件受理会議資料の情報は、本件児童の家族状況、生育歴等の機微にわたる私的な情報であり、特定個人を識別することができないとしても、当該情報を公開することにより、当該児童の権利利益を害するおそれがあると認められる。

(エ) したがって、本件受理会議資料は、条例第 7 条第 1 項第 1 号に該当すると認められる。

エ 本件資料について

(7) 本件資料には、各回ともにレジュメ、資料から構成されており、当該資料には、事件の概要及び対応経過、保健所との関わり、児童養護施設における家族との関わり等の記述があり、本件報告書と同様に、新聞報道等の他の情報と照合することにより特定の個人が識別できることは明らかである。

(イ) 次に、本件資料が、通常他人に知られたくないと認められるものであるか否か判断する。

a 本件資料は、虐待死亡事故に関するものであり、当該情報を公開すると、本件児童の家族構成、児童養護施設及び保育園における関わり、本件事案までの経緯等本件児童の詳細な個人情報明らかになるため、通常他人に知られたくないものと認められる。

b また、本件資料については、上記 4(2) ウのとおり、当該資料については、取扱いに十分注意することを参加者に対して求めているだけでなく、本件検討会の終了後には回収されているほか、本件報告書の公開後であっても、当該資料の内容を外部に公開していない事実が認められる。

c したがって、本件資料については、当該児童の家族状況、生育歴等の機微にわたる私的な情報であり、特定個人を識別することができな
いとしても、当該情報を公開することにより、当該児童の権利利益を
害するおそれがあると認められる。

(ウ) 以上のことから、本件資料は、条例第 7条第 1項第 1号に該当すると
認められる。

オ 本件報告書について

(ア) 本件報告書は、上記 4(2) エのとおり、本件事案に関する報告書で
あり、新聞報道等の他の情報と照合することにより特定の個人が識別
できることは明らかである。

(イ) 次に、本件報告書が、通常他人に知られたくないと認められるもの
であるか否か判断する。

a 本件報告書を公開すると、本件児童の家族構成、本件事案までの
経緯等本件児童の詳細な個人情報明らかになるため、通常他人に
知られたくないとも考えられる。

b しかし、本件報告書の内容については、児童虐待防止施策の一層
の充実を図るために、広く一般に公開されていることが認められる。

c このように本件報告書の内容については、既に公になったと認め
られ、プライバシーとして保護する法的利益がなくなっており、当
該情報については、通常他人に知られたくないものとは認められな
い。

(ウ) したがって、本件報告書は、条例第 7条第 1項第 1号に該当しないと
認められる。

カ 以上のことから、本件報告書は、条例第 7条第 1項第 1号に該当する
とは認められないが、本件児童記録、本件受理会議資料及び本件資料は、
条例第 7条第 1項第 1号に該当すると認められる。

(2) 条例第 7条第 1項第 5号該当性について

ア 実施機関は、本件児童記録及び本件受理会議資料が条例第 7条第 1項第 5号にも該当すると主張しているが、上記(1) イ及びウで判断したように、本件児童記録及び本件受理会議資料は非公開とすべきであると考えるので、これについて重ねて判断する必要はない。

また、本件資料についても、上記(1) エで判断したように、非公開とすべきであると考えるので、これについても重ねて判断する必要はない。

イ そこで、当審査会は、本件報告書が条例第 7条第 1項第 5号に該当するか否かを判断する。

(ア) 本号は、本市が行う事務事業の性質、内容に着目し、公正又は適正な行政運営を確保する観点から、非公開情報を定めたものであり、情報を公にすることによる利益と比較衡量し、なお当該事務事業の遂行に支障が生ずる場合は、当該情報を非公開とすることを定めたものである。

(イ) 本件報告書は、実施機関が本件事案を受けて、事例検証を通して児童相談所等における相談援助のあり方の課題を明らかにし、具体的な対策を検討することにより、児童虐待防止施策の一層の充実を図ることを目的として作成されたものであり、本市が行う事務事業に関する情報に該当することは明らかである。

(ウ) 次に、本件報告書を公開すると、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれがあるか否かについて判断する。

本件報告書は、(1) オ(イ)bのとおり平成18年 3月に外部に対して公表されており、本件報告書を公開したとしても、当該事業の公正又は適正な遂行に支障を及ぼすおそれはないと認められる。

(エ) したがって、本件報告書を公開しても、条例第 7条第 1項第 5号に該当するとは認められない。

6 上記のことから、「第 1 審査会の結論」のように判断する。

第 6 審査会の処理経過

年 月 日	処 理 経 過
平成20年 1月30日	諮問書の受理
2月 5日	実施機関に弁明意見書を提出するよう通知

4月11日	実施機関の弁明意見書を受理
4月28日	異議申立人に弁明意見書の写しを送付 併せて、弁明意見書に対する反論があるときは反論意見書を、口頭での意見陳述を希望する場合は意見陳述申出書を提出するよう通知
平成21年12月 4日	異議申立人に反論意見書及び意見陳述申出書を提出するように再度通知
平成23年 3月 1日 (第123回審査会)	調査審議 実施機関の意見を聴取
8月10日 (第128回審査会)	調査審議
9月14日 (第129回審査会)	調査審議
平成24年 5月16日 (第138回審査会)	調査審議
6月20日 (第139回審査会)	調査審議
9月 5日 (第142回審査会)	調査審議
9月14日	答申